

京都市告示第248号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成29年7月10日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
桃山正宗公園	伏見区桃山町正宗15番8	告示の日

(南部みどり管理事務所)